

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (45209)
地域名 (地域内農業集落名)	五日市・杉水流地区 (五日市、杉水流)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、水田地帯で水稻の作付けが中心となっている地域である。
- ・現在は、地域の担い手が確保できているが、今後、高齢化による離農者の増加と後継者不足が危惧され、荒廃農地の発生が懸念されることから、農地の新たな受け手の確保と担い手への農地集積・集約化が重要な課題となっている。
- ・ほ場の面積が狭いため大型機械が入りづらく、水路や畦等の管理の不十分さによる地域内の問題が生じている。
- ・水量が不足する用水路の改修と、取水口のパイプライン化が必要である。
- ・地域外からの入り作が多いので、耕作者間での情報共有が困難になっている。
- ・鳥獣被害があるので対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在の作付けの主流となっている水稻や飼料作物の生産を維持・発展させていくために、農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化やコスト低減を図るため、大型機械や先端機械の導入を図る。
- ・地域内外の大規模認定農業者等への農地の再配分を進め、作物でのエリア分け等も考慮しながら、地域と担い手が一体になって農地利用の体制を構築していく。
- ・新規就農者の受入れを促進することにより、担い手の確保を進めていく。
- ・地域内全域の均一な用水確保のため既存水路の改修についても検討していく。
- ・耕作者だけでなく関係者全員による水管理の徹底や、先進的な維持管理組織を参考に管理方針を定めていく。
- ・水管理や草刈りなどの作業による維持管理の徹底を関係者全員で再確認し、地域内農地の環境保全に努めていく。
- ・米主体の作付地域であるため、更に売れる米づくりや販路の検討に取り組んでいく。また、加工用米・飼料用米等のほか、裏作による飼料作物の増産にも取り組んでいく。
- ・鳥獣被害防止柵等の設置に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	50.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	50.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を「農業上の利用が行われる区域」とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・法人や規模拡大を目指す認定農業者などの担い手に対し、農地の集積・集約化による団地化を進めるため、農地中間管理事業を積極的に活用していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・認定農業者等の担い手への経営農地の集約化を目指すため、農業をリタイア・経営転換する者及び契約更新が必要となる農地所有者は、原則として農地を中間管理機構に貸し付けていく。また、担い手の分散錯圖の解消を目指し、利用権を交換しやすくするために、中間管理事業の借受者(耕作者)についても、原則として農地を中間管理機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・用水確保のため、用水路の改修等について、関係機関と共に検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新たな従事者の確保に努めるとともに、地元の認定農業者や兼業農家にも担い手になってもらう。また、関係機関との連携により営農意欲のある新たな若い就農者の確保・育成を図りながら、近隣の入り作農家にも担い手となってもらい、農地を守っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・当地区においては、JA出資型法人やその他の農作業受託法人など、市内の既存受託法人についても連携を取りながら活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止柵の設置等に取り組む。
 ②区域内で取り組む経営体が今後も維持発展できるように、周囲とのすみわけを行いながら耕作しやすい環境を検討する。
 ③今後、益々懸念される農業従事者の高齢化や減少による労働力不足や、生産管理の不十分さによる経営面積の減少を防ぐため、AIやロボット技術を活用したスマート農業の導入を進めていく。
 ⑦当地区は、多面的機能支払交付金制度の活動組織があるので、農地保全や施設等の維持・管理については、耕作者も耕作者以外の方も一緒に地域一体となって取り組んでいく。
 ⑧用水確保に不便が生じている用水路の改修等について、関係機関と共に検討していく。
 ⑨地元畜産農家との連携を行い、耕畜連携に取り組む。